

改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)前後の確認申請等について

平素より各種申請にて(株)兵庫確認検査機構をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和7年4月1日に施行される建築基準法及び建築物省エネ法の改正により、申請が大変込み合うことが、予想されます。つきましては施行日前後の確認申請等手続きについてご案内申し上げます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

(1) 令和7年3月31日(月)までに確認済証の交付を希望される場合の提出期限の目途

	建築物等の種類	提出期限の目途※1
①	4号建築物又は型式部材等製造者認証（以下、「型式認証」という。）の建築物	3月8日(土)
②	・2号建築物又は3号建築物（型式認証除く）のうち、一戸建住宅 ・非住宅で300㎡未満のもの（4号建築物除く）	3月1日(土)
③	上記①②以外の建築物	別途協議

※1.提出期限の目途は構造図書含めすべての申請図書が提出された日となります。

注意事項

1. 年度内の交付を希望される場合は申請時にその旨を申し伝えてください。
【電子の場合は備考欄などへ記入ください。】
2. 年度内の確認済証の交付をお約束するものではありません。
3. 各市町村の調査書の返却日より前後する場合があります。
4. 消防同意等が必要な物件は、日数を考慮し上記提出期限よりも余裕をもって申請願います。
5. 期限内に申請されていても混雑状況、審査内容により年度内交付ができない場合があります。
6. 業務の状況により提出期限が変更となる場合があります。

(2) 令和7年4月1日(火)以降に確認済証の交付を希望される場合の事前受付開始日

	建築物等の種類	事前受付開始日※2
①	新3号建築物を除く全ての建築物(確認申請・省エネ適合判定)	3月10日(月)

※2.事前審査の開始は、意匠・設備・構造・省エネ関係図書が揃った時点となります。

注意事項

1. 令和7年4月1日以降に交付を希望される場合の確認申請書は新様式で提出願います。
2. 確認申請書の新様式、省エネ適合判定の新様式等は2月下旬に弊社HPに掲載予定です。
3. 4月1日以降の交付を希望される場合は申請時にその旨を申し伝えてください。
【電子の場合は備考欄などへ記入ください。】
4. 省エネ適合判定・消防同意の本受付は令和7年4月1日以降を予定しております。